

令和8年度大学教育再生戦略推進費 都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進事業 審査要項

令和8年度大学教育再生戦略推進費都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進事業における審査は、この審査要項により行うものとする。

I. 審査方法

1. 審査体制

- (1) 審査に当たっては、外部有識者・専門家からなる「都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進事業選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 本事業の審査は、委員会委員（以下、「委員」という。）による書面審査と、その後の委員による審議により行い、本事業の選定は、文部科学省において委員会の審査結果を踏まえ決定する。

2. 審査方法

(1) 書面審査

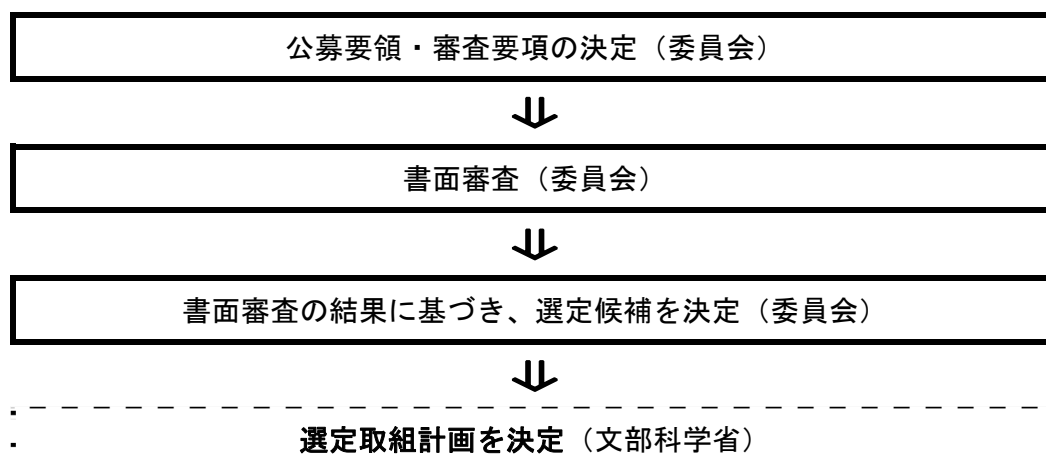
- ・本事業に対して申請のあった取組計画について、後述の「II. 審査方針」において定める評価項目及び評価基準に基づき書面審査を行い、採点を行う。
- ・委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができることとする。

(2) 書面審査後の合議審査

- ・委員会は書面審査の結果に基づき、審議を尽くした上で総合評価を行い、選定候補となる取組計画を決定する。なお、委員会が必要と認める場合は、取組計画内容の修正を条件として、選定候補とすることができる。

(3) 選定取組計画の決定

- ・文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定予定件数並びに事業全体での予算額を踏まえ、選定機関を決定する。



Ⅱ. 審査方針

評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

1. 評価項目

(1) 実効性のある教育プログラムを実施するための体制構築

- ◆ 取組の検討・推進にあたり、大学内の特定の部局・研究室や教員個人に依存することなく、全学的な取組として実施するための学内の体制を構築する計画となっているか。【**学内の実施体制**】
- ◆ 申請大学と受け入れ先となる大学や地方公共団体等との連携体制、事業実施における役割分担など、プログラムを構築・実施にあたり学外の関係者との連携を円滑に実施する体制を構築する計画となっているか。【**学外関係者との連携体制**】
- ◆ 客観的データに基づいた把握・分析を行い、事業計画の改善や見直しを行う PDCA サイクルが構築される計画となっているか。【**適切な評価の実施と PDCA サイクル**】

(2) 体系的かつ実践的な教育プログラムの構築・実施

- ◆ プログラムに参加する学生が地方部でのフィールドワーク等を通じて、当該地域が抱える課題に対する理解を深めつつ、その課題解決等に取り組み、都市・地方双方の視点を身につけることによる課題解決能力の向上や、プログラム参加後も継続して地域との関わりを持つことによる関係人口創出等につながる体系的な教育プログラムが具体的に構想・計画されているか。【**体系的な教育プログラムの構築**】
- ◆ 特に、以下の事項について具体的に構想・計画され、関連性が明確なものであるか。【**プログラムの具体的な構想**】
 - ① 教育プログラムを通じて養成する人材像
 - ② 身に付けることができる知識・技術・技能・能力などの学修目標
 - ③ 履修（受講）対象・要件
 - ④ 教育プログラムの内容（授業科目等）、教育方法、指導体制、学修時間（教育プログラムの年間スケジュール）
 - ⑤ 修了要件
 - ⑥ 当該教育プログラムの学生確保の見通し、学生確保に当たっての工夫等（上記を踏まえ適切な履修（受講）者数の設定を行うこと）

(3) 意欲的かつ実現性の高い達成目標とプログラム実施のロードマップ

- ◆ 定量的、定性的な目標は妥当かつ意欲的な内容であるか。【**達成目標の妥当性**】
- ◆ 目標及び取組計画が、大学等の現状に鑑みて実現可能なものであるか。【**事業計画の実現性**】
- ◆ 各年度の計画は妥当かつ具体的なものであるか。【**年度計画の具体性**】
- ◆ 各年度の計画は、補助期間終了時の達成目標に照らして適切なものであるか。【**年度計画の妥当性**】

(4) プログラムの継続性

- ◆ 専門人材の配置や関係機関間の連携体制、FD・SDの実施等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組の実施が十分見込めるものであるか。【**体制的な事業計画の継続性**】
- ◆ 資金計画の面から、補助期間内を通じて、取組の水準と規模を維持しつつ事業計画を遂行することが見込めるものとなっているか。また補助期間終了後も継続的かつ発展的な取組の実施が十分見込めるものであるか。【**資金的な事業計画の継続性**】
- ◆ 事業期間終了後の体制面、資金面での継続性を担保するにあたり、特定の連携機関に過度な負担が集中することのないよう考慮を行った計画となっているか。【**関係機関の適切な協働による事業継続**】

(5) 事業成果の先進性と普及

- ◆ 事業成果は、当該取組のみならず、我が国の高等教育全体にとっても先進性を有するものであるか。【**先進性**】
- ◆ 先駆的なモデルとなり、取組を波及させる手法及び計画が見込まれるものであるか（導入する上での課題とその対応方法の整理など）。【**国内の他の高等教育機関への波及効果**】

(6) 各経費の明細

- ◆ 申請経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【**経費の事業内容との関係性・整合性**】
- ◆ 過大な積算となっていないか。【**積算の妥当性**】

(7) 他の公的資金との重複状況

- ◆ 他の公的資金との重複はないか。【**他の公的資金との重複**】

2. 審査基準

(1) 書面審査A

- ① 書面審査は、上記評価項目（評価項目「(7) 他の公的資金との重複状況」は除く。）ごとに表1の区分により判断することとする。

(表1) 書面審査における評価区分

| 区分 | 評価 |
|--------|----------|
| a (5点) | 非常に優れている |
| b (4点) | 優れている |
| c (3点) | 妥当である |
| d (2点) | やや不十分である |
| e (1点) | 不十分である |

- ② 評価項目ごとの評価の取扱いは、表2のとおり、それぞれの重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評価に重み付けをすることとする。
- ③ 各評価項目に付す評価（a～e）の配分については、委員会においてその割合の目安を決定することとする。
- ④ 書面審査の所見は、委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。
- ⑤ 特に、「c」以外の評価をする場合は、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。

（表2）書面審査における評価の取扱い

| 評価項目 | 係数 | a | b | c | d | e |
|--|-----|------|------|------|------|------|
| | | (5点) | (4点) | (3点) | (2点) | (1点) |
| (1) 取組実施のために適切な体制整備及び定期的な評価・改善のためのシステム構築 | 4.0 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| (2) 体系的かつ実践的な教育プログラムの構築・実施 | 6.0 | 30 | 24 | 18 | 12 | 6 |
| (3) 達成目標とプログラム実施のロードマップ | 3.0 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 |
| (4) 取組計画の継続性 | 3.0 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 |
| (5) 事業成果の先進性と普及 | 3.0 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 |
| (6) 各経費の明細 | 1.0 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

【100点満点】

(1-2) 書面審査B

書面審査Aの評価点に加え、下記事項に該当する場合は加点（各項目1件の加点）する。

① ふるさとミライカレッジとの連携

総務省が運営するふるさとミライカレッジのマッチングサイト (<https://furusato-mirai-college.go.jp/>) に登録し、積極的に地方公共団体との連携による地域課題解決を図っている。（5点）

② 地方の高等教育機関に所属する学生の参画

申請計画において連携先に高等教育機関が含まれる場合、構築されるプログラムに、地方部での連携先となる高等教育機関に所属する学生が参画し、申請大学の学生と合同での実習等を実施する計画が含まれている。（5点）

③ プログラム参加学生の地方部での活動期間

構築するプログラムにおいて、1年間で14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む）地域に滞在してフィールドワーク等の活動に取り組む計画となっている（3点）

(2) 委員会における合議審査

委員会は書面審査終了後、書面審査の結果を基に、審議を尽くした上で合議により選定候補を決定する。

Ⅲ. その他

1. 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議及び会議資料は、原則として非公開とする。
- ② 選定された取組計画は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員氏名について

委員会の委員の氏名は、審査終了後の適切な時期に公表することとする。

2. 利害関係者の排除

審査に関与する委員が、以下の「利害関係者の範囲」に該当する場合及び該当する可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（面接審査を含む。）を行わないこととし、会議においても当該事業に関する個別審議については加わらないこととする。

(利害関係者の範囲)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた機関が申請大学もしくは連携機関となる申請
- ・ 申請書等において何らかの形で委員自身が参画する内容の記載がある申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

3. 情報の管理、守秘義務、申請書の使途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員会において取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、事業計画の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。
- (4) 委員は、申請に関与する者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務局にその旨を申し出ること。